

# 公 募 公 告

次のとおり公募します。

令和5年1月25日

環境省九州地方環境事務所長 築島 明

## 1. 公募に付する事項

### (1) 件名及び募集業者数

- ・阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業
- ・ 1 者

### (2) 履行場所

- ・熊本県阿蘇郡高森町高森 3219 (阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇集団施設地区)

### (3) 使用期間

- ・許可の日から令和6年3月31日まで  
ただし、使用許可条件に違反した等の特段の事情が無ければ、更に1年間を限度に使用許可期間の更新を行うことができる

### (4) 応募方法

- ・「阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業公募要領」に基づく企画書を提出すること。

## 2. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 事業者を選定された場合は、事業の責任者が九州内に在住すること。
- (4) 飲食等の営業に必要な許可を有すること。
- (5) 公募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 3. 応募要領等の問い合わせ先

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川 1180

阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 担当：三宅、渡辺

電 話：0967-34-0254

メール：NCO-ASO@env.go.jp

## 4. 経営・運営方式

国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可を受けた上で、有償により南阿蘇ビジターセンターにおける飲食物・アクティビティ等提供事業を運営する。

5. 公募要領の交付期間及び場所

- (1) 期 間 令和 5 年 1 月 2 5 日（水）から令和 5 年 2 月 8 日（水）まで
- (2) 場 所 九州地方環境事務所ホームページより、ダウンロードして入手。

6. 公募に関する質問受付方法、期間、回答

- (1) 方 法 持参又はメールによる。
- (2) 提出場所 3. に同じ
- (3) 期 限 令和 5 年 2 月 8 日（水） 1 7 時まで  
(持参の場合は 1 2 時から 1 3 時までを除く。)
- (4) 回 答 令和 5 年 2 月 9 日（木） 1 7 時までに、応募者にメールにより行う。

7. 企画書の提出場所及び期限

- (1) 場 所 3. に同じ
- (2) 期 限 令和 5 年 2 月 2 2 日（水） 1 7 時
- (3) 方 法 持参又は郵送（提出期限必着）による。  
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

8. 事業者選定方法

企画書の審査を実施し、事業者を選定する。